

平成15年5月16日

島根県報

告示

島根県告示第四百七十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第一百四条及び第一百十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、平成十五年度第一次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第四百七十三号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
天川クリニック	邑智郡石見町大字矢上三八二	平成十五年四月一日
くらはし内科クリニック	松江市乃木福富町二一八九一一	平成十五年四月十日
吉田歯科医院	安来市安来町一八九二番地一	平成十五年四月七日
はまやま薬局	出雲市松寄下町一〇九二番地一八	平成十五年四月十六日

平成十五年七月又は八月

六 その他

(一) 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の一日現在十八歳以上三十七歳未満の男性

(二) 試験科目

ア 筆記試験（国語・数学・社会・作文）

イ 口述試験

ウ 適性検査
エ 身体検査

島根県告示第四百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

(三) この試験に関する問い合わせは、自衛隊島根地方連絡部（松江市学園一の一の一四

電話○八五一(一一)○○一五)に連絡すること。

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団 吉恵会 吉田歯科医院	安来市安来町一九〇一番地一	平成十五年四月二日

島根県告示第四百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

施術機関の名称	所在地	廃止年月日
安養堂接骨院	浜田市黒川町三七四六一五	平成十五年三月三十一日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第四百七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第四百七十七号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成三年島根県告示第四百四十七号）の一部を次のように改定する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

事業者の名称	指定した業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 金城町社会福祉 協議会	さんあい訪問介護 事業所	さんあい通所介護 事業所	那賀郡金城町大字下原一五四番地五	平成十五年四月一日
社会福祉法人 金城町社会福祉 協議会	訪問介護 事業所	通所介護 事業所	那賀郡金城町大字下原一五四番地五	平成十五年四月一日
社会福祉法人 金城町社会福祉 協議会	さんあい通所介護 事業所	通所介護	那賀郡金城町大字今福二八一一番地一	平成十五年四月一日
社会福祉法人 金城町社会福祉 協議会	さんあい訪問介護 事業所	介護事業所	那賀郡金城町大字今福二八一一番地一	平成十五年四月一日
有限会社 角建築 有限会社 角建築	福祉用具 貸与	通所リハビリテーション	那賀郡金城町大字波佐イ四二五番地二	平成十五年四月一日
医療法人社団 佐貫内科医院		通所介護	那賀郡金城町大字波佐イ四二五番地二	平成十五年四月一日
有限会社 角建築		介護事業所 デイケア太陽	那賀郡金城町大字波佐イ四二五番地二	平成十五年四月一日
平田市鹿園寺町 二三六番地一	八東郡八雲村大字日吉一九四番地一二	八東郡八雲村大字日吉一九四番地一二	那賀郡金城町大字波佐イ四二五番地二	平成十五年四月一日
平成十五年五月八日	平成十五年五月一日	平成十五年五月一日	那賀郡金城町大字波佐イ四二五番地二	平成十五年四月一日

別表(第一条関係)

		中山間地域活性化資金の種類										利子補給率	
		融資機関が措置要綱第三の二のア、ウ及びオに掲げる者である場合					融資機関が措置要綱第三の二のイ、エ、カ及びキに掲げる者である場合						
		貸付期間が九年以内の場合		貸付期間が九年を超える場合		貸付期間が十一年以内の場合		貸付期間が十一年を超える場合		貸付期間が十四年以内の場合		貸付期間が十四年を超える場合	
		年一・三 パーセント	年一・二五 パーセント	年一・〇五 パーセント	年一・三 パーセント	年一・五五 パーセント	年〇・八 パーセント	年一・〇五 パーセント	年一・〇 パーセント	年〇・九 パーセント	年一・〇五 パーセント	年〇・五五 パーセント	年〇・五 パーセント
三 措置要綱第一の二の(二)の保健機能増進施設整備資金		大企業に貸し付ける場合		大企業以外の者に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合		大企業以外の者に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合		大企業に貸し付ける場合	
農業協同組合等に貸し付ける場合		農業協同組合等以外の者に貸し付ける場合		農業協同組合等に貸し付ける場合		農業協同組合等以外の者に貸し付ける場合		農業協同組合等に貸し付ける場合		農業協同組合等以外の者に貸し付ける場合		農業協同組合等に貸し付ける場合	
年一・二五パーセント		年一・二五パーセント		年一・〇五 パーセント		年一・〇五 パーセント		年一・〇五 パーセント		年一・〇五 パーセント		年一・〇五 パーセント	
年〇・五パーセント		年〇・五パーセント		年〇・三 パーセント		年〇・五五 パーセント		年〇・八 パーセント		年〇・七五 パーセント		年〇・三 パーセント	

附則

1 この告示は、平成 年 月 日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年四月十八日から適用する。

2 平成十五年四月十八日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通

に関する措置要綱（平成二年六月七日付け二農経△第六百三十五号農林水産事務次官依命通知）第四の(三)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第四百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、八束郡東出雲町土地改良区の定款変更を平成十五年五月八日付けで認可した。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第四百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法

第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行を認可した。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	認可年月日
出雲市土地改良区	野尻東地区農道事業（基盤整備促進事業）	平成十五年五月七日

島根県告示第四百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定により、

次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	完了年月日
内田地区農道事業（基盤整備促進事業）	内田地区農道事業（基盤整備促進事業）	平成十四年十二月二十四日

島根県告示第四百八十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第六項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年島根県規則第六十九号）第二十一条の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

月 日	時 間	場 所	案 件
六月一二	一三時～	隱岐郡海士町大字海士一四九〇 海士町役場大会議室	海士鳥獣保護区の指定について

島根県告示第四百八十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年島根県規則第六十九号）第二十一条の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

月 日	時 間	場 所	案 件
六月一二	一四時～	松江市北堀町四三 城北公民館和室	万寿寺鳥獣保護区特別保護地区 の指定について

島根県告示第四百八十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十二条第五項において準用する同法第七条第四項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年島根県規則第六十九号）第二十一条の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

月 日	時 間	場 所	案 件
六月一〇	一四時()	那賀郡弥栄村大字長安本郷五四四一 弥栄会館	弥栄村キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
六月一六	一四時()	鹿足郡日原町大字左鎧九〇五 左鎧公民館	島キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
六月一九	一九時()	美濃郡匹見町大字道川イ一三三一 道川公民館（清流会館）	道川キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
		邑智郡邑智町大字千原二七九一 千原コミュニティセンター	沢谷狩猟鳥捕獲禁止区域の指定について

島根県告示四百八十四号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条第二項の規定による同意があつたと認めたので、同条第五項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

(一) 加入区の名称	平田市加入区
(二) 加入区の区域	平田市漁業協同組合の地区の区域
(三) 漁業の区分	漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成十四年島根県告示第千九十一号。以下「加入区設定告示」という。）の五の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分
(一) 加入区の名称	大社町・湖陵町・多伎町加入区
(二) 加入区の区域	大社町漁業協同組合、湖陵町漁業協同組合、多伎町漁業協同組合の地区の区域
(三) 漁業の区分	加入区設定告示の六の項漁業の区分欄2及び5に掲げる漁業の区分
(一) 加入区の名称	大田市加入区
(二) 加入区の区域	大田市漁業協同組合の地区の区域
(三) 漁業の区分	加入区設定告示の七の項漁業の区分欄1及び2に掲げる漁業の区分
(一) 加入区の名称	五十猛加入区
(二) 加入区の区域	五十猛漁業協同組合の地区の区域
(三) 漁業の区分	加入区設定告示の九の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分
(一) 加入区の名称	浜田市加入区
(二) 加入区の区域	はまだ漁業協同組合の地区のうち浜田市の区域

横田町	八代町	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
野呂1	三沢2	野呂1
大馬木	三成4	大馬木
野呂2	八代1	野呂2
大東町	川井①	大東町
大呂1	下久野①	川井①
木次町	川井②	木次町
三刀屋町	下久野②	三刀屋町
飯石	下久野②	飯石
楓之屋	川井②	楓之屋
尾原ダム	大呂1	尾原ダム
佐見4	大呂1	佐見4
入間5	大呂1	入間5
長谷1	大呂1	長谷1
頓原町	大呂1	頓原町
頓原村1	大呂1	頓原村1
頓原村2	大呂1	頓原村2
頓原村3	大呂1	頓原村3
頓原村4	大呂1	頓原村4
頓原村5	大呂1	頓原村5
頓原村6	大呂1	頓原村6
花栗1	大呂1	花栗1
花栗2	大呂1	花栗2
獅子1	大呂1	獅子1
獅子2	大呂1	獅子2
長谷2	大呂1	長谷2

佐田町	赤来町	谷5	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
大呂2区	大呂3区	大呂4区	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
佐津目2区	佐津目2区	橋波1区	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
大呂5区	大呂5区	大呂5区	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
温泉津町	大社町	日御碕（B）	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
川本町	川本（7）	井田2	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
邑智町	川本（8）	井田3	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
石原	川本（9）	川本（10）	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
熊見	酒谷①	竹	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
坂根	信喜①	信喜③	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
湯谷	信喜②	猿丸	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
酒谷②	酒谷③	竹	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
酒谷③	信喜③	信喜③	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
馬野原2			交付決定の日から平成十六年三月三十一日
瑞穂町			交付決定の日から平成十六年三月三十一日

美都町	三隅町	弥栄村	旭町	金城町	石見町	荻原3 馬野原3 円の板1 馬野原4 円の板2 馬野原5 和田1
朝倉I 小原II 朝倉I	小原1 笛倉V 折居3 折居2	長安本郷④ 長安本郷⑤	都川V 都川IV 都川VI-1 都川VI-1-2	今福VI 上來原I	日貫7 日貫8 矢上3 日貫I-1 矢上4 日和1	交付決定の日から平成十六年三月三十日
						交付決定の日から平成十六年三月三十日

五箇村	西郷町	六日市町	柿木村	津和野町	日原町	江田1 江田2 江田3	匹見町	小原III 朝倉II 小原IV 坂井川I	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
									交付決定の日から平成十六年三月三十一日
苗代田③・南方②	今津①—3	金峯山—2	月和田 抜月	大野原2 柿木3	添谷I 添谷II 渓村I 渓村II 商人I 商人II 商人III 柿木I	青原I 小瀬I 日原I 三歩市①	江田2 江田3	匹見町	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
									交付決定の日から平成十六年三月三十一日
交付決定の日から平成十六年三月三十一日	西郷町	六日市町	柿木村	津和野町	日原町	江田1 江田2 江田3	匹見町	小原III 朝倉II 小原IV 坂井川I	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
									交付決定の日から平成十六年三月三十一日
交付決定の日から平成十六年三月三十一日	西郷町	六日市町	柿木村	津和野町	日原町	江田1 江田2 江田3	匹見町	小原III 朝倉II 小原IV 坂井川I	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
									交付決定の日から平成十六年三月三十一日
交付決定の日から平成十六年三月三十一日	西郷町	六日市町	柿木村	津和野町	日原町	江田1 江田2 江田3	匹見町	小原III 朝倉II 小原IV 坂井川I	交付決定の日から平成十六年三月三十一日
									交付決定の日から平成十六年三月三十一日

都万村 海士町 福井3	都万(15) 崎5 海士7	交付決定の日から平成十六年三月三十日
-------------------	---------------------	--------------------

島根県告示第四百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

一 道路の位置

江津市後地町八二一番の一部、同 八二九番一の一部、同 八三四番一の一部、同 八二一番地先

二 道路の幅員

六・〇メートル～六・四メートル

三 道路の延長

一一・七メートル

四 位置標示方法

別紙図面図示位置に、U型側溝、地先境界ブロック及びコンクリート杭を設置して標示する。

五 指定の年月日及び番号

平成十五年五月七日 第六号

備考

別紙図面は、浜田土木建築事務所及び江津市役所に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

一 入札に付する事項

- (一) 購入等件名
バスケットボール競技用運搬品（その1）
- (二) 入札案件の仕様及び数量等
- (三) 納入期限
平成十五年九月二十六日
- (四) 納入場所
島根県簸川郡大社町大字北荒木
島根県立浜山体育館
- (五) 入札方法

入札説明書による。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加資格

- (一) 地方自治法施行令第一百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- (二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」に格付けされた者であること（等級は問わない）。

島根県報

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(四) 島根県内に本店を有する者であること。

三 入札の日時等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎四階

(二) 入札説明書の交付方法

平成十五年五月十六日から平成十五年五月二十七日までの間（土、日、休日を除く）、上記(一)の場所において交付する。

交付時間は、午前十時から午後四時までとする。

(三) 入札の日時及び場所

日時 平成十五年六月二十日 午前九時から

場所 島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室

なお、郵便による入札は認めない。

(四) 開札の日時及び場所

即時開札

四 その他

(一) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(二) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(三) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間ににおいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(四) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(五) 契約書作成の要否

要する。

(六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(七) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

(八) その他詳細

入札説明書による。

次とおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

バスケットボール競技用備品（その2）

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十五年九月二十六日

- (四) 納入場所
島根県簸川郡大社町大字北荒木
島根県立浜山体育館
- (五) 入札方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を記載すること。
- 二 入札参加資格
- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- (二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」に格付けされた者であること（等級は問わない）。
- (三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (四) 島根県内に本店を有すること。
- 三 入札の日時等
- (一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎四階
- (二) 入札説明書の交付方法
平成十五年五月十六日から平成十五年五月二十七日までの間（土、日、休日を除く）、上記(一)の場所において交付する。
交付時間は、午前十時から午後四時までとする。
- (三) 日時 平成十五年六月二十日 午前九時三十分から
入札の日時及び場所
- (四) 開札の日時及び場所
島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室
なお、郵便による入札は認めない。
- (五) 即時開札
- 四 その他
- (一) 入札保証金
入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。
ただし、島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）第六十一条の一各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (二) 契約保証金
契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。
ただし、島根県会計規則第六十九条の一各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (三) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。
なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。
- (四) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかつたとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (五) 契約書作成の要否
要する。
- (六) 落札者の決定方法
この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であつて、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。
- (七) 再度入札
再度入札は、二回まで行うものとする。

島根県報

- (八) その他詳細
入札説明書による。
- 次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定により公告する。
- 平成十五年五月十六日
- 島根県知事 澄田信義
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入等件名
バスケットボール競技関連備品（その3）
- (二) 入札案件の仕様及び数量等
- (三) 入札説明書による。
納入期限
平成十五年九月二十六日
- (四) 納入場所
島根県立浜山体育館
- (五) 入札方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百分之百に相当する金額を記載すること。
- 二 入札参加資格
- (一) 地方自治法施行令第一百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- (二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」に格付けされた者であること（等級は
- 三 入札の日時等
- (一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎四階
島根県土木部都市計画課浜山公園整備担当（電話〇八五二一―二一五五八七）
- (二) 入札説明書の交付方法
平成十五年五月十六日から平成十五年五月二十七日までの間（土、日、休日を除く）、上記(一)の場所において交付する。
- (三) 交付時間は、午前十時から午後四時までとする。
入札の日時及び場所
日時 平成十五年六月三十日 午前十時から
場所 島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室
なお、郵便による入札は認めない。
- (四) 開札の日時及び場所
即時開札
- 四 その他
- (一) 入札保証金
入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。
ただし、島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (二) 契約保証金
契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。
ただし、島根県会計規則第六十九条の一各号のいずれかに該当する場合は免除する。
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める
- 問わない）。
- (三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (四) 島根県内に本店を有する者であること。

提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(四) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(五) 契約書作成の要否

要する。

(六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(七) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

(八) その他詳細

入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十五年五月十六日

一 入札に付する事項

- (一) 購入等件名
バレーボール競技用連備品
- (二) 入札案件の仕様及び数量等
入札説明書による。
- (三) 納入期限

島根県知事 澄田信義

平成十五年九月二十六日

(四) 納入場所

島根県簸川郡大社町大字北荒木
島根県立浜山体育館

(五) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加資格

(一) 地方自治法施行令第一百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・教材類」、中分類「運動用具・レジャーアイテム」に格付けされた者であること（等級は問わない）。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(四) 島根県内に本店を有する者であること。

三 入札の日時等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎四階

(二) 入札説明書の交付方法

平成十五年五月十六日から平成十五年五月二十七日までの間（土、日、休日を除く）、上記(一)の場所において交付する。
交付時間は、午前十時から午後四時までとする。

(三) 入札の日時及び場所

日時 平成十五年六月二十日 午前十時三十分から

場所 島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室

なお、郵便による入札は認めない。

(四) 開札の日時及び場所

即時開札

四 その他

(一) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）第六十一条の一各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(二) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九条の一各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(三) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める

提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(四) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、

当該入札者の入札は無効とする。
契約書作成の要否
要する。

(六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(七) 再度入札

- (八) 再度入札は、二回まで行うものとする。
- その他詳細
- 入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

バドミントン・テニス等競技関連備品

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十五年九月二十六日

(四) 納入場所

島根県簸川郡大社町大字北荒木
島根県立浜山体育館

(五) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加資格

(一) 地方自治法施行令第一百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・

教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」に格付けされた者であること（等級は問わない）。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(四) 島根県内に本店を有する者であること。

三 入札の日時等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎四階

(二) 入札説明書の交付方法

平成十五年五月十六日から平成十五年五月二十七日までの間（土、日、休日を除く）、上記(一)の場所において交付する。
交付時間は、午前十時から午後四時までとする。

三 入札の日時及び場所

日時 平成十五年六月二十日 午後一時三十分から

場所 島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室

なお、郵便による入札は認めない。

四 開札の日時及び場所

即時開札

四 その他

(一) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(二) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(三) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間ににおいて、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

四 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

五 契約書作成の要否

要する。

六 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であつて、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

七 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

八 その他詳細

入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

体操競技関連備品

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限 平成十五年九月二十六日	(四) 納入場所 島根県簸川郡大社町大字北荒木 島根県立浜山体育館
(五) 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百分五分の百に相当する金額を記載すること。	(二) 入札参加資格 （一）地方自治法施行令第一百六十七條の四の規定に該当しない者であること。 （二）物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」に格付けされた者であること（等級は問わない）。
(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。	(三) 入札の日時及び場所 （一）即時開札 （二）開札の日時及び場所 日時 平成十五年六月二十日 午後二時から 場所 島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室 なお、郵便による入札は認めない。
(四) 島根県内に本店を有する者であること。	(四) その他 （一）入札保証金 入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。 ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。 （二）契約保証金 契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。 ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。 （三）入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。 なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
(五) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 （一）島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎四階 島根県土木部都市計画課浜山公園整備担当（電話〇八五二一三一五五八七）	(四) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
(六) 落札者の決定方法 平成十五年五月十六日から平成十五年五月二十七日までの間（土、日、休日を除く）、上記（一）の場所において交付する。 交付時間は、午前十時から午後四時までとする。	(五) 契約書作成の要否 要する。 （六）落札者の決定方法 この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (七) 再度入札
再度入札は、二回まで行うものとする。
- (八) その他詳細
入札説明書による。
- 次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定により公告する。
- 平成十五年五月十六日
- 島根県知事 澄田信義
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入等件名
アリーナ管理用備品
- (二) 入札案件の仕様及び数量等
島根県立浜山体育館
- (三) 納入期限
平成十五年九月二十六日
- 四 納入場所
島根県簸川郡大社町大字北荒木
- 島根県立浜山体育館
- (五) 入札方法
- 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百分之五分の百に相当する金額を記載すること。
- 二 入札参加資格
- (一) 地方自治法施行令第一百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- (二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第1470号）
- 第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」に格付けされた者であること（等級は問わない）。
- (三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (四) 島根県内に本店を有する者であること。
- 三 入札の日時等
- (一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎四階
- 島根県土木部都市計画課浜山公園整備担当（電話〇八五二一―二三一五五八七）
- (二) 入札説明書の交付方法
平成十五年五月十六日から平成十五年五月二十七日までの間（土、日、休日を除く）、上記(一)の場所において交付する。
- 交付時間は、午前十時から午後四時までとする。
- (三) 入札の日時及び場所
日時 平成十五年六月二十日 午後二時三十分から
場所 島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室
なお、郵便による入札は認めない。
- (四) 開札の日時及び場所
即時開札
- (一) 入札保証金
入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。
- ただし、島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (二) 契約保証金
契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。
- ただし、島根県会計規則第六十九条の一各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(三) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める

提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合

は、それに応じなければならぬ。

(四) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(五) 契約書作成の要否

要する。

(六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であつて、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

(七) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

(八) その他詳細

入札説明書による。

次とおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十五年五月十六日

島根県知事 澄田信義

一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

卓球競技用連備品

(二) 入札案件の仕様及び数量等

(三) 入札説明書による。

納入期限
平成十五年九月二十六日

(四) 納入場所
島根県立浜山体育館

島根県立浜山体育館
島根県簸川郡大社町大字北荒木

(五) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもつて落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もつた契約金額の百五分の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、當業種目の大分類「図書・教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」に格付けされた者であること（等級は問わない）。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(四) 島根県内に本店を有する者であること。

三 入札の日時等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎四階

(二) 入札説明書の交付方法

平成十五年五月十六日から平成十五年五月二十七日までの間（土、日、休日を除く）、上記(一)の場所において交付する。

島根県報

- (三) 交付時間は、午前十時から午後四時までとする。
 入札の日時及び場所
 日時 平成十五年六月二十日 午後三時から
 場所 島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室
 なお、郵便による入札は認めない。
- (四) 開札の日時及び場所
 即時開札
- 四 その他
- (一) 入札保証金
 入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付する。ただし、島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第111号）第六十一条の1各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (二) 契約保証金
 契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付する。
- (三) 入札者に要求される事項
 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。
 ただし、島根県会計規則第六十九条の1各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (四) 入札の無効
 この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたるや、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十二一条各号に該当するやうな、当該入札者の入札は無効とする。
- (五) 契約書作成の要否
 要する。
- (六) 落札者の決定方法
 ①の公告に示した物品の納入について履行できぬと島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であつて、島根県会計規則第六十二条の規定に基いて決定す

- られた予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。
- (七) 再度入札
 再度入札は、1回まで行つものとする。
- (八) その他詳細
 入札説明書による。
-
- 特定期間競標公示**
- 次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。
- 平成15年5月16日
- 島根県知事 澄田信義
- 1 調達内容
- (1) 調達件名及び数量
 空港用3,000立級大型化学消防車 2台
- (2) 調達物品の特質等
 調達物品の性質等に關し、入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納期限
 平成16年12月20日
- (4) 納入場所
 島根県簸川郡斐川町大字沖洲2633-1
 島根県出雲空港管理事務所
- (5) 入札方法
 落札決定に當たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を取り捨てるものとする。）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免稅事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
ロ 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年1月6日島根県告示第4号）第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者名簿（5(1)車輌類）に格付Aで登載された者であること。

ハ 空港用3,000立溝大型化學消防車調達に係る物件（以下「調達物件」という。）の提案をした者であって当該提案について要求仕様を満たすものであると開札の日前日までに知事の承認を受けた者であること。

(2) 入札の参加資格審査を申請する者は、入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）を提出し、資格審査申請書に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 提出期間

平成15年6月10日から平成15年6月13日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）とする。

ロ 提出時間

午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで（郵送による場合も平成15年6月13日午後4時までに到着していること。）

ハ 提出場所

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県出納局会計課
電話 0852-22-5336 ファクシミリ 0852-22-5963

ニ 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。

(3) 入札の参加を希望する者は、調達物件の提案を記載した書類（以下「調達物件提案書」という。）を提出し、調達物件提案書に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 提出期間

原則として平成15年6月10日から平成15年6月17日とする。ただし、平成15年6

月17日から開札の日の前日までの期間内に提出することを妨げるものではない。

ロ 提出時間

午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで（郵送による場合も平成15年6月17日午後4時までに到着していること。）

ハ 提出場所及び提出方法

3 の(1)に掲げる場所へ、持參又は郵送により提出するものとする。

ニ 承認審査の打ち切り

イ のただし書に規定する期間内に調達物件提案書を提出した場合において開札の日の前日までに審査を終了することができないときは、審査を打ち切るものとする。

3 入札書の提出場所

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課
電話 0852-22-5573 ファクシミリ 0852-31-6247

(2) 入札説明書の交付方法

平成15年5月19日から平成15年6月17日までの間、交付場所において交付するものとする。

(3) 入札書の受領期限

平成15年6月27日正午（郵便による入札にあっては、正午までに到着していること。）

(4) 開札の日時及び場所

イ 日時 平成15年6月27日（金）午後2時

ロ 場所 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎6階 601会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札書の提出時に納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は、免除する。

島根県報

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(5) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否
要する。

(7) 落札者の決定方法
調達物件提案書により本公告に示した調達内容を履行できると知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他
詳細は入札説明書による。

Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : two Airport Crash Tenders

(2) Desired Date of Delivery : December 20, 2004

(3) Place of Delivery : Izumo Airport Administration Office, Shimane Prefecture

(4) Deadline of Tender : noon on June 27, 2003 (applications by mail must be received by the prefectural office by noon on June 27, 2003)

(5) Please tender all information to : Harbor and Airport Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Government 8 Tonomachi, Matsue-shi Shimane-Ken, 690-8501 Japan

Phone number 0852-22-5573 Fax number 0852-31-6247

九雜

報

	社団法人全国火薬類保安協会会長 中村輝夫
一 試験の種類	丙種火薬類製造保安責任者試験
二 甲種火薬類取扱保安責任者試験	乙種火薬類取扱保安責任者試験
三 試験科目	平成十五年八月二十四日（日）十三時から十五時まで
丙種火薬類製造保安 責任者試験	火薬類取締りに関する法令 信号えん管、信号火せんまたは煙火（原料用火薬および爆薬 を含む。）製造工場保安管理技術

甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験	丙種火薬類製造保安責任者試験
一般火薬学	火薬類取締りに関する法令 信号えん管、信号火せんまたは煙火（原料用火薬および爆薬を含む。）製造工場保安管理技術 一般教養科目

四 試験場所
五 松江市及び浜田市
受験願書常置場所及び提出先
能義郡広瀬町石原三三一一三 能義安来建設業会館内 安来能義地方火薬類保安協会
松江市学園南一丁目一七一二 松江地区広域行政組合消防本部内 松江地区火薬類保
安協会

大原郡木次町里方一〇四五一八 雲南建設会館内 大原飯石地方火薬類保安協会
 仁多郡仁多町三成六六四一―五 仁多郡建設会館内 仁多地方火薬類保安協会
 出雲市塩治有原町六一三九 (社) 島根県採石協会内 出雲簸川地方火薬類保安協会
 大田市大田町大田イ一七九一三 大田建設会館内 大田邇摩地方火薬類保安協会
 邑智郡川本町大字川本一三八一三 邑智建設会館内 邑智郡火薬類保安協会
 浜田市原井町九〇八一一八 浜田建設会館内 那賀郡地方火薬類保安協会
 益田市中吉田町四一三一六 益田建設会館内 益田地方火薬類保安協会
 鹿足郡津和野町後田イ五八一一 鹿足建設会館内 鹿足地方火薬類保安協会
 隠岐郡西郷町大字西町字名田の四、三四一一 隠岐建設会館内 隠岐地方火薬類保安協会

協会

六 受験願書受付期間

平成十五年六月二十四日(火)から七月三日(木)まで(郵送による場合は、七月三日までの消印があるものに限り受け付ける。)

七 受験手数料

一二、〇〇〇円(所定の方法により納付下さい。)

正誤

平成十五年三月二十五日付け島根県報号外第一二一号中に誤りがあったので次のように訂正する。

ページ	段	箇 所	誤	正
五 下	公安委員会 告示第三二一號	場 所	八束郡大字入江302番 地6先	八束町大字入江302番 地6先

平成15年5月16日

島根県報

第1,470号 (24)

平成十五年五月十六日印刷

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月

金一千四百二十円(送料共)